

第3回

「ベンチャー講座 in 埼大」



平成19年11月2日（金）

埼玉りそな銀行法人部 新事業支援室

吉澤 正彦

信用格付制度とは

- ◆ 平成11年、金融監督庁(現金融庁)が金融検査マニュアルを公表
- ◆ 融資先の信用リスクを財務内容などにより、客観的に評価し、**一定のルール**に基づいてランク分けをおこなう
- ◆ これにより各銀行は貸出資産を厳格に査定することが求められるようになった

何故か？ → BIS規制対応の為

BIS規制について

- ♦ 国内銀行で国際業務を営む銀行は8%
国内業務限定の場合は4%以上の自己資本比率の維持が義務付けられた。(1988年(昭和63年)7月同意)
- ♦ 資産査定(企業格付)を行ない算出

BIS:国際決済銀行(Bank of International Settlements)の略

第一次世界大戦後のドイツの賠償を処理する為にスイスのバーゼルに設立された主要国中央銀行の共同出資による特殊銀行。

債務者区分決定についての留意事項

特に中小企業等については

当該企業の財務状況のみならず、当該企業の技術力、販売力や成長性、代表者等の役員に対する報酬の支払い状況、代表者の収入状況や資産内容、保証状況と保証能力等を総合的に勘案し、当該企業の実態を踏まえて判断するものとする。

企業の実態把握が求められるが判断が難しい

銀行の貸出態勢

- ・決算書の無い企業の信用格付けを行うのは不可能
- ・特に新規設立した企業や新規に開始した事業は成長可能性の判断が難しい



制度融資を活用しよう！

- ・国の制度融資： 国民生活金融公庫
- ・埼玉県、市・町の小口資金融資
(埼玉県信用保証協会保証付貸出)

創業期＝決算書が無い、創業赤字である

**事業計画書の出来・不出来が
融資の可否を決める！**

いかに相手
(銀行員)を納
得させるか



ポイント

融資の引き出せる事業計画書
を作成しよう！

創業期の資金調達のポイント

1. 政府系金融機関の活用
2. 制度融資(銀行)の活用
3. ベンチャーキャピタルの活用

国民生活金融公庫 新規開業ローン保証人特例措置 (新創業融資制度)

ご利用いただける方	<p>新たに開業される方、または開業して税務申告を2期終えておられない方であって、次のいずれかに該当する方</p> <p>(1)雇用の創出を伴う事業を始める方 (2)技術やサービス等に工夫を加え多様なニーズに対応する事業を始める方 (3)現在お勤めの企業と同じ業種の事業を始められる方で、次のいずれかに該当する方 (ア)現在の企業に継続して6年以上お勤めの方 (イ)現在の企業と同じ業種に通算して6年以上お勤めの方 (4)大学等で修得した技能等と密接に関連した職種に継続して2年以上お勤めの方で、その職種と密接に関連した業種の事業を始められる方 (5)既に開業されている場合は、開業前に(1)～(4)のいずれかに該当された方</p>
-----------	--

国民生活金融公庫

新規開業ローン保証人特例措置

(新創業融資制度)

ご融資額	750万円以内		1,000万円以内
ご返済期間	設備資金	7年以内(うち据置期間6ヶ月以内)	
	運転資金	5年以内(うち据置期間6ヶ月以内)	
利率	3. 70%固定《ベースレート2.50%+1.20%》 (H19.10月現在、毎月1回変更)		
担保・保証人	不要		

※開業前または開業後で税務申告を終えていない場合は、
開業資金の2分の1以上の自己資金を確認できることが必要

今年度より自己資金が3分の1以上に変更された

埼玉県制度融資

制度融資名	起業家育成資金	
	新事業創出貸付	独立開業貸付(責任共有制度対象)
対象者 (資格要件)	<p>県内で信用保証対象業種を開始しようとするもの(事業開始、会社設立から5年を経過していないものを含む。)で、次のすべてに該当する方です。</p> <p>1. 次の(1)または(2)のいずれかに該当する。 (1)事業開始に係る具体的な計画を有するもので、次の(ア)から(ウ)のいずれかに該当する。 (ア)事業を営んでない個人で、1か月以内に事業を開始する。(事業に必要な全体経費のうち、50%以上が自己資金であること。) (イ)事業を営んでない個人で、2か月以内に会社を設立する。(事業に必要な全体経費のうち、50%以上が自己資金であること。) (ウ)中小企業である会社で、事業の全部又は一部を継続しつつ、新たに会社を設立する。 (2)次の(ア)から(ウ)のいずれかに該当する。 (ア)事業を営んでない個人が新たに事業を開始し、事業開始から5年を経過していない。 (イ)事業を営んでない個人が設立した会社で、設立から5年を経過していない。 (ウ)中小企業である会社が、事業の全部又は一部を継続しつつ新たに設立した会社で、設立から5年を経過していない。</p> <p>2. 事業税を滞納していない(納期限が到来している場合)</p> <p>3. 必要な許認可等を取得している。</p>	<p>県内で信用保証対象業種を開始しようとするもの(事業開始、会社設立から2年を経過していないものを含む。)で、次のすべてに該当する方です。</p> <p>1. 次の(1)から(7)までの、いずれか1つ以上に該当する。 (1)法律に基づく資格を有し、その資格を活かして新たに事業を開始する。 (2)既存した企業と同一の業種・職種に継続して1年以上勤務した経験がある。 (3)開業後6か月を経過した。 (4)フランチャイズ契約を締結して事業を開始する。 (5)中小企業創造活動促進法の計画認定を受け事業を開始する。 (6)特許法等に基づく設定登録を受けた技術をもって事業を開始する。 (7)独自の技術・ノウハウをもって事業を開始する。</p> <p>2. 開業前に申し込む場合、開業に必要な全体経費のうち20%以上の自己資金を有する。</p> <p>3. 事業税を滞納していない(納期限が到来している場合)</p> <p>4. 必要な許認可等を取得している。</p>

埼玉県制度融資

制度融資名	起業家育成資金	
	新事業創出貸付	独立開業貸付(責任共有制度対象)
資金用途	運転・設備資金（自己資金50%以上必要）	運転・設備資金
金額	運転資金 1,500万円以内 設備資金 1,500万円以内	運転資金 1,500万円以内 設備資金 3,000万円以内
期間	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内
金利	1.5%〔固定金利〕	1.5%〔固定金利〕
返済方法	毎月元金均等分割返済 (据置1年)	毎月元金均等分割返済 (据置1年)
保証人	不要(法人は代表者を連帯保証人とする)	個人:原則不要、法人:原則代表者のみ
担保	不要	金融機関と保証協会との協議により定める
信用保証	埼玉県信用保証協会の保証	埼玉県信用保証協会の保証
保証料	0.8%	0.45%～1.59%
申込場所	商工会議所・商工会 埼玉県創業ベンチャー支援センター	商工会議所・商工会 埼玉県創業ベンチャー支援センター

さいたま市制度融資

制度融資名	創業支援資金融資制度
対象者 (資格要件)	<p>◎これから事業を始めようとする方</p> <p>ア)事業を営んでいない個人で、1ヶ月以内に新たに事業を開始する具体的な計画がある方 イ)事業を営んでいない個人で、2ヶ月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的な計画がある方</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ①市の住民票の記載がある、②市民税を滞納していない、③新たに創業する事業について、市内に事務所又は店舗を有すること ④新たに設立する会社については市内に本店の登記をすること ⑤創業の場合50%以上の自己資金があること </div> <p>◎事業をしながら新たな事業を始めようとする方</p> <p>ウ)中小企業である会社が事業を継続しつつ、新たに中小企業である会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的な計画を有する会社</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 申し込み前に6ヶ月以上埼玉県内にて引き続き同一事業を営んでいること </div> <p>◎事業を始めて間もない方</p> <p>エ)当該事業を開始する前に事業を営んでいない個人であって、事業を開始した日以後3年を経過していない中小企業者 オ)当該会社を設立する前に事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立以後3年を経過していない中小企業者 カ)会社により新たに設立された会社であって、その設立の日以後3年を経過していない中小企業者</p>

さいたま市制度融資

制度融資名	創業支援資金融資制度
資金使途	運転・設備資金 (これから事業を始める方は自己資金50%以上必要)
金額	運転資金 1,000万円以内 設備資金 1,000万円以内
期間	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内
金利	1.3%[固定金利]
返済方法	毎月元金均等分割返済 (据置1年)
保証人	個人:原則不要、法人:原則代表者のみ
担保	不要
信用保証	埼玉県信用保証協会の保証
保証料	0.8%
申込場所	(財)さいたま市産業創造財團 金融課

3. 埼玉りそな銀行の 新事業向け金融支援メニュー

☆アーリーステージ(成長初期)の企業や新事業へ (投資・融資)

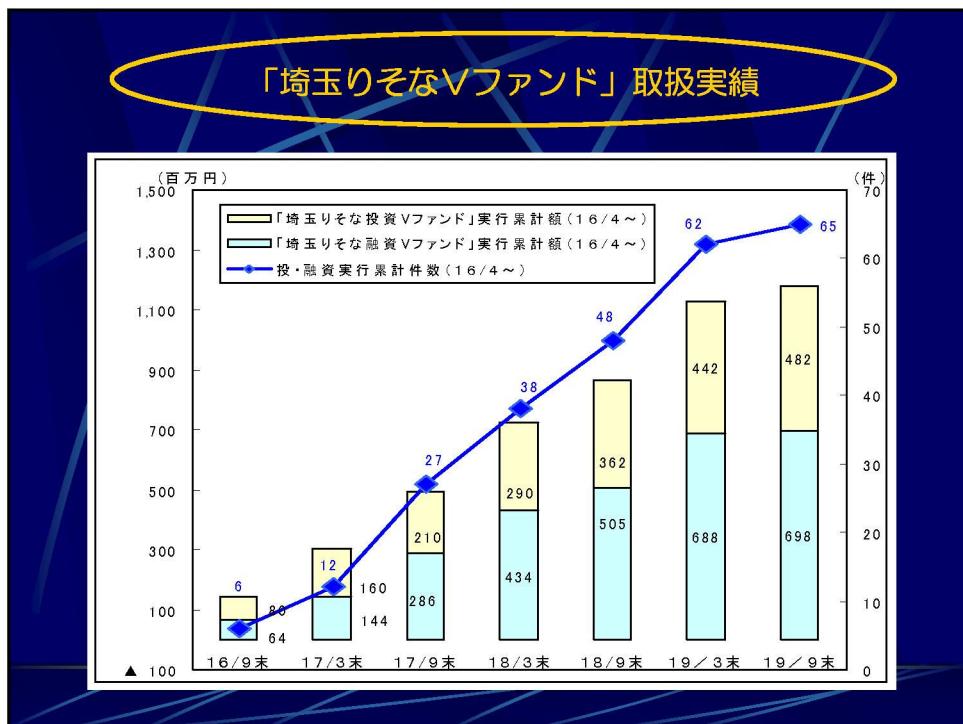
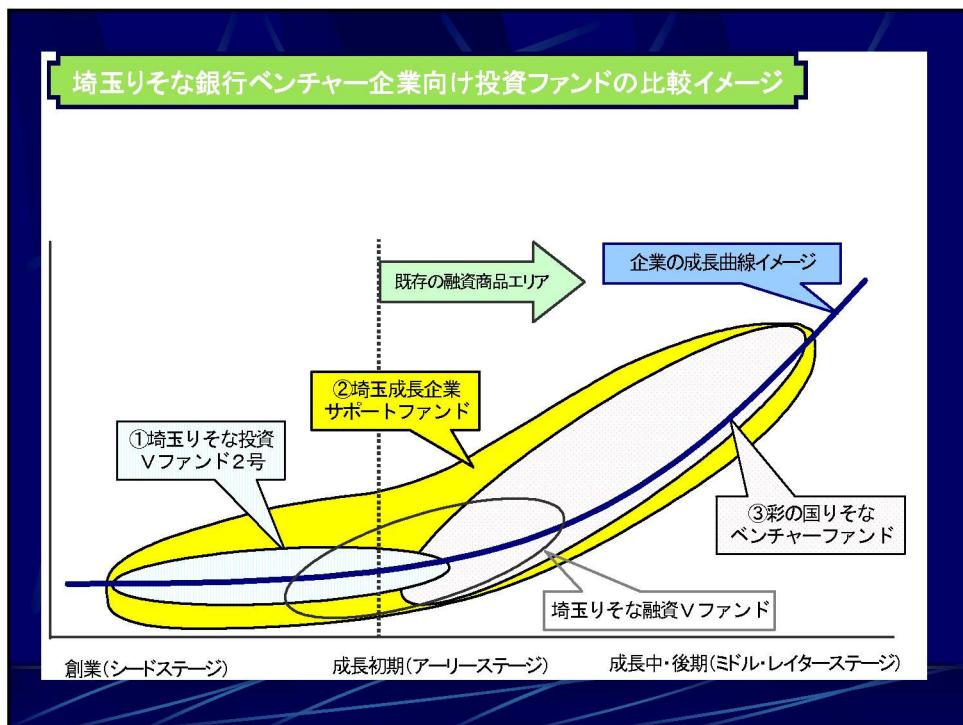
①「埼玉りそなVファンド」

☆ハンズオン支援機能が特色 (投資)

②「埼玉成長企業サポートファンド」

☆株式公開まで期間3年程度の企業へ (投資)

③「彩の国りそなベンチャーファンド」



埼玉りそな銀行の概要

平成18年3月現在

【設立】平成14年8月(平成15年3月1日より営業)

【本店所在地】埼玉県さいたま市浦和区常盤7丁目4番1号

【社長】川田 憲治

【従業員数】2,732人

【資本金】700億円

【店舗数(本支店)】102(埼玉県内100店舗・有人出張所8・代理店1)

【預金残高】8兆7,142億円

【貸出残高】5兆6,835億円

【実勢業務純益】666億円

【当期純利益】330億円

【自己資本比率(国内基準)】8.20%

【不良債権比率】1.50%

県内地銀・信金の2007年3月期決算

県内地銀・信金の2007年3月決算

〔 億円、%。単独ベース。
カッコ内は2006年3月期実績〕

金融機関	最終 損益	貸出金 残高	シェア	自己資本 比率	不良債権 比率
埼玉 りそな銀	357 (330)	59,213 (56,835)	55.4% (55.8%)	9.01% (8.2)	1.45% (1.5)
武蔵野銀	117 (107)	24,515 (22,681)	22.9% (22.3%)	10.51% (10.21)	2.75% (3.21)
埼玉縣 信金	75 (87)	12,628 (12,368)	11.8% (12.1%)	9.75% (8.72)	4.76% (5.71)
飯能信金	33 (22)	4,048 (3,871)	3.8% (3.8%)	10.82% (9.81)	6.53% (7.26)
青木信金	35 (29)	3,207 (3,054)	3.0% (3.0%)	8.10% (7.27)	8.47% (11.21)
川口信金	24 (27)	3,281 (3,042)	3.1% (3.0%)	9.71% (8.64)	5.74% (7.19)
合計		106,892 (101,851)	100% (100%)		

**主要地域金融機関5行及び
武蔵野銀行との貸出金比較**

(億円)

	貸出金	地元貸出 比率	同貸出 金額
横浜	81,150	79.2%	64,287
千葉	64,075	77.0%	49,343
当社	59,213	97.9%	57,979
静岡	56,983	67.1%	38,254
福岡	53,808	79.9%	43,022
常陽	44,388	79.3%	35,226
武蔵野	24,515	90.7%	22,243

※各行HPより抜粋

新事業支援室の支援事例

事業計画書から何を読みとるか

1. 売れる可能性

販売実績、価格、他社との違い
技術・サービスの高さ
弱みの分析と対応策の有無

2. 事業計画の妥当性

事業開始の動機、参入障壁の高さ、自社の
手がける範囲とその妥当性
社内体制・経営陣

事業計画書から何を読みとるか

3. 資金繰り安定度

資金繰りはどうか(いつまでもつか)

事業協力者はいるか

資金力はあるか

4. 社長の評価

性格、経験、生活振り

経営者としての適格性

銀行の着目点

1. 銀行は事業よりもまず経営者を見ている

経営者を信じて融資した場合の方が倒産確立
が低いと感じている

2. 銀行にとって、事業計画は堅めの方が好まれる

途中で上方修正報告するぐらいを良しとせよ

3. しつこくてはだめだが、あっさりでもだめ

銀行を見方につけるべし、そのためには、
自らが教えてもらう姿勢で担当者と接する
機会を多くつくるべし

うまく資金調達する為には

1. 魅力ある事業計画
2. 社長のプレゼン能力

この二つを磨こう！

磨けば必ず光る！

渋沢栄一のビジネス訓・人生訓
「夢七訓」

夢なき者は理想なし
理想なき者は信念なし
信念なき者は計画なし
計画なき者は実行なし
実行なき者は成果なし
成果なき者は幸福なし

ゆえに幸福を求める者は夢なからべからず

ご静聴

ありがとうございました



地域の皆様とともに

埼玉りそな銀行